

激変  
法改正で  
損しない!!



相続5大  
効果抜群の  
損しないテク

- ◎贈与ルールの見直し本格化
- ◎24年から空き家の税負担増!? 実家相続 売り方&貸し方
- ◎デジタル終活術

# 相続 & 年金 術



得  
す  
る

年  
金

年金を  
最大化するワザ

最適解

- ◎最大75歳まで!  
年金繰り下げ受給の  
損益分岐点
- ◎iDeCo&つみたてNISA活用術

老後のお金  
増やす&  
守る  
まとめて解決!



簡単  
記入式

資産&老後家計

安心書き込みノート

NEW

公的年金シミュレーター

使い  
方



Q 相続人がいない人もトラブルが起きる?

# A お一人様は3大リスクに要注意

## 相続&墓リスク

法定相続人がいない場合、自分の財産の遺贈先を指定しておかないと、最終的には国に納められることになる。遠縁の親族、あるいは慈善団体などへの寄付も選択肢。自身の葬式や墓についても指定する必要がある。

- やるべきこと  
死後業務委任契約を結ぶ  
遺言書を書く

病気や  
けがによる

## 孤独死リスク

病気やけがで日常生活がままならなくなつた場合、特に身寄りや当てが無い人は、必ず誰かと生活のサポートを約束しておくべき。法律の専門家に依頼するのも手。友人などを頼る際も口約束ではなく、契約を結んでおくと安心だ。

- やるべきこと  
見守り契約 財産管理契約

## 認知症リスク

認知症発症後は、法定後見人が付くことになるので、法律によって生活のサポートは約束されている。ただ、後見人が見ず知らずの人になるケースがあるので、自らが希望する老後が送れるとは限らない。任意後見契約を結び、意向も伝えておくと安心だ。

- やるべきこと  
任意後見契約

お一人様は生前にも特有のリスクを抱えている。まずは病気やけがによる孤独死リスク。日常生活が難しくなつた場合、食事すらままで孤独死を迎える恐れもある。コストをかけても、法律の専門家と生活のサポートを約束する見守り契約、預金を引き出す権利を与える財産管理契約を結ぶ。認知症発症後は法定後見人が付くが、意後見契約を結んでおけば安心だ。

## “お一人様専用”遺言書テンプレート

鉄則 遠縁の親族への遺贈は必ず遺言書で指定する

相続権が主張できない遠縁の親族に財産を譲る場合、遺言書での指定が必要だ。相続ではなく遺贈となる

### 1. 私は全財産を

田中一郎 (○○県××市0-0-0) に遺贈する

鉄則 執行者を指定すると死後の手続きが円滑に

### 2. 遺言執行者に

田中一郎を指定する

法定相続人でないと相続手続きができずに滞る懼れがあるので、遺言執行人も指定する

### 3. 私は祭祀を主宰すべき人に

田中一郎を指定する

鉄則 墓に関する手続きも責任者を明確にする

身寄りがない場合は、墓に関する手続きの責任者も指定する。法律の専門家を頼るのも選択肢だ

0000年0月0日

東京都○○区●●0-0-0

日経太郎



1/1

家族がいない、お一人様の「日経太郎」が書くべき遺言書の例。想意にしていた、いとこである「田中一郎」に全財産を遺贈し、死後の手続きも任せたい場合を想定すると、上の3つだけを書いておけばトラブルを防げる



## 生前、死後のサポートを一手に専門サービスを頼るのも選択肢

老後の生活支援や、死後の墓・葬式の手続きなどを一手に引き受けるサービスを頼る手もある。代表的なのはNPO法人「りすシステム」など。面倒な手続きを、ワンストップで手間や時間をかけずに済ませられるメリットは大きいが、相応のコストはかかる。老後資金に余裕があれば有力だ。

対策の核となるのはやはり遺言書。お一人様ならではの注意点がある。法定相続人がいない場合、まずは財産を誰に残すか。弁護士の竹内亮氏は、「一般的なのは遠縁の親族に残すケース」と言う。さらに、例えば遺贈する相手がいとこの場合は法定相続人に当たらず、相続の権利を主張できないので、必ず遺言書で指定する。

法定相続人がいない場合は、葬式やお墓についても主宰者が遺言書で言及する。一般的には相続人が遺言書の内容を執行することになるが、「相続人のいない人は、遺言の執行者も遺言書に明記しておく必要がある」(竹内氏)

事実婚の場合も注意。スタートライン行政書士事務所代表の横倉肇氏は、「特に問題となるのが自宅不動産を相続できないことで、残された相手が別々の住まいを探す必要が生じる。遺言書を書いておけば解決する」と言う。